

吉田町監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、吉田町長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年8月6日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

監査の種別	監査の対象
定期監査	都市建設課
<b>【指摘事項及び意見】</b> （平成27年3月25日 吉監第51号）	
<b>【指摘事項】</b>	
① 吉田町営住宅家賃徴収事務要領について	
ア 課内のみで作成され、行政の検証が行われていない。庁議を経て町の正規要領として制定されたい。	
イ 要領に基づき滞納整理を進めているとのことであったが「施行年月日」が明示されていない。このことは内部統制が機能していないことの現れである。常にチェック機能が働く体制とすべきである。	
ウ 措置の通知にある「町営住宅(家賃)使用料等滞納整理の基準」との位置づけが不明瞭である。	
② 不納欠損等の基準の整備について	
措置の通知では「速やかに整備する」及び指示事項等処理状況調べでは「整備に向け検討を行っている」となっているが、前回定期監査時より約1年を経過しており、早急に整備されたい。	
なお、庁議を経て町の正規基準として制定されたい。	
③ 吉田町営住宅使用料収納状況について（上記⑥参照）	
前年同期比収入未済額の現年度分は、各年度減少となっているが、過年度分の増加額が現年度分の減少額を上回っている。その結果、合計収入未済額は、前年同期比増加となっている。また、前年同期比収入率について現年度分は、各年度向上しているが、過年度分は低下している。その結果、	

全収入率は前年同期比低下している。

現在の状況では年々、収入未済額は増加するのみで、また、収入率は低下するのみでないかと危惧するものである。公平負担の原則に基づき、収入未済額の減少並びに収入率向上に努められたい。

**【措置の内容】**（平成 27 年 7 月 17 日 吉都第 583 号）

指摘事項①につきましては、再度、住宅家賃徴収事務要領の内容を見直し、今年度中の正規要領制定に向けて事務を進めております。

指摘事項②につきましては、大変時間がかかってしまっておりますが、私債権全般に係る不納欠損の基準となるため、総務課行政部門にも相談をしており、全庁的な基準の制定に向けて進めております。

指摘事項③につきましては、現年度分は更に未納額が減少するよう引き続き徴収を強化していきます。また、過年度分についても徴収強化は勿論のこと、不納欠損に関する基準が整備され次第、適正に不納欠損を実施していきます。